記載内容の訂正とお詫び（正誤表）

2026 年 10 月 6 日作成

「住居表示手続きのしおり」の冊子において記載内容に誤りがございました。皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。誤りの部分につきましては、正誤表により訂正します。

ページ	正誤箇所	誤	正
１３	住所変更手続きが「必要」なもの 酒類販売業免許	住所変更手続きが「必要」なもの 手続き先 新津税務署 0250-22-2151 申請期限 実施日以降、お早目に手続きをお願いします。 必要書類等 ・住居表示変更証明書 ・異動申告書	住所変更手続きが「不要」なもの 問合せ先 新津税務署 0250-22-2151 内　容 手続きは不要です。
１５	住所変更手続きが「必要」なもの 法人税に係る本店・支店の所在地、代表者などの住所変更	住所変更手続きが「必要」なもの 手続き先 新津税務署 0250-22-2151 申請期限 法務局で変更登記後、手続きをお願いします。 必要書類等 異動届出書 （国税庁のホームページよりダウンロードできます。）	住所変更手続きが「不要」なもの 問合せ先 新津税務署 0250-22-2151 内　容 手続きは不要です。